



社長のための
経営雑学
新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第10号

平成27年1月20日(火)

発行:久保総合会計事務所
〒536-0006
大阪市城東区野江4丁目11番6号
TEL(06)6930-6388
FAX(06)6930-6389

結婚・子育て資金の一括贈与非課税 今年4月から1000万円まで非課税

少子高齢化の進展・人口減少への対応として、2015年度税制改正において、
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設される。
制度の概要は、20歳以上50歳未満の子や孫(「受贈者」)の結婚・子育て資金の支払に
充てるためにその直系尊属(「贈与者」)が金銭等を拠出し、信託銀行や銀行等、金融
商品取引業者に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等の
額のうち受贈者1人につき1000万円までの金額に相当する部分の価額については、
2015年4月1日から2019年3月31日までの間に拠出されるものに限り、非課税とするという
もの。

非課税枠は1000万円だが、結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。
また、上記の「結婚・子育て資金」とは、内閣総理大臣が定める(1)結婚に際して支出する
婚礼(結婚披露を含む)に要する費用、住居に要する費用及び引っ越しに要する費用の
うち一定のもの、(2)妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料
のうち一定のもの、に充てるための金銭をいう。

現在もある、孫などへの教育資金の一括贈与1500万円までの非課税制度と同様に、信託
銀行等に子や孫などの受贈者名義の専用口座を作つて利用する。かかった費用を証明
できる領収書などを銀行に提出し、対象費用と認められればお金を引き出せる仕組みだ。
受贈者が50歳になった時点で口座に残っている資金には贈与税が課される。